

紙の保険証の発行について (国民健康保険・後期高齢者医療保険)

まちづくり懇談会
資料③

令和6年12月2日よりマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の健康保険証の新規発行・再発行がされなくなります。

今後、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方には、マイナンバーカードの健康保険証利用登録情報に基づき、「**資格確認書**」又は「**資格情報のお知らせ**」が交付されることになります。

※令和7年7月31日までの後期高齢者医療保険の暫定措置として、新たに後期高齢者医療保険の対象者となった場合、住民登録の移動があった場合等は、マイナ保険証の資格情報に関わらず、令和7年7月31日までが有効期限の「**資格確認書**」が交付されます。

資格確認書

マイナ保険証をお持ちではない方の資格情報を医療機関等が窓口で確認できるように交付するものです。保険証に変わり、新たに発行され、病院等で提示することで受診が可能です。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちの方に国民健康保険の資格者であることを確認出来るよう交付されます。マイナ保険証での受診を基本としており資格情報のお知らせだけでは病院等の受診は出来ません。

※12月2日以前に発行された保険証は、12月2日以降も保険証に記載の有効期限まで利用可能です。有効期限まで大切に保管して下さい。

○保険証等の交付及び医療機関の受診

		12月1日まで	12月2日から
保険証	交付・再発行	発行可能	発行されません
医療機関 の受診	保険証	受診可能	有効期限まで受診可能 (最長令和7年7月31日まで)
	マイナ保険証	受診可能	受診可能
	資格確認書		受診可能

※12月2日以降は、「**マイナ保険証**」又は「**資格確認書**」のどちらかを使い病院等を受診することとなります。

※マイナンバーカード・マイナ保険証は強制ではありません。マイナ保険証を誤って登録した等、解除を希望する場合は住民保健課国保グループへ解除申請書を提出することで解除が可能です。

【資格確認書等発行予定】

令和6年度				令和7年度	
		⇒現行保険証の新規発行終了			
		R6.12.1	R6.12.2	R7.1.1	R7.7.31
		国民健康保険			
A	69歳以下				
	保険種別				
	保険証				
B	69歳 S29.12.1生 以前の方				
	保険種別	国民健康保険			
	保険証				
C	69歳 S29.12.2生 以後の方				
	保険種別	国民健康保険			
	保険証				
D	74歳 S24.12.1生 以前の方				
	保険種別	国民健康保険(前期高齢者)			
	保険証				
E	74歳 S24.12.2生 以後の方				
	保険種別	国民健康保険(前期高齢者)			
	保険証				

マイナ保険証なし
⇒「資格確認書」送付
マイナ保険証あり
⇒「資格情報のお知らせ」送付

12月2日以降に新規資格取得する
者や保険証の券面情報に変更が
あった方
⇒被保険者全員(マイナ保険証
の保有状況に関わらず)に「資格
確認書」送付

【参 考】

被保険者証の資格移行日

- ・国民健康保険(高齢受給者証) ～ 70歳の誕生日の翌月1日から(ただし、1日生まれの方はその月から)75歳の誕生日の前日まで
- ・後期高齢者医療保険 ～ 75歳の誕生日当日から被保険者

「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」について

- ～ マイナ保険証をお持ちではない方の資格情報を医療機関等が窓口で確認できるように、カード型(従来の保険証サイズと同等)に資格情報を印字したもの。現在の保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。
- ～ 保険証の廃止に伴い、マイナ保険証をお持ちの方にご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるように、資格情報をA4サイズの用紙に印刷したものです。マイナ保険証の読み取りができない医療機関等において、マイナ保険証とともに提示することで受診することが可能となります。

※このお知らせのみでは受診できません。

問い合わせ

住民保健課国保グループ

☎73 - 7508 (直通)